

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 農業委員会事務局  
 3 監査実施期間 令和 3年 5月13日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>令和3年度は、時間外勤務が年間360時間を超える職員数が2人であった。令和3年度は、新規採用職員の配属（4月）に伴うサポートの充実や育児休業取得職員の職場復帰（5月）に伴う当該職員の業務量の軽減によって、上半期はそれ以外の2人の職員に業務上の負荷がかかり、時間外勤務が増えた。</p> <p>また、下半期は農地法関係の申請書類の審査等にかかる事務処理や予算編成作業があり、時間外勤務が増えた時期があった。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染対策室や保健所業務の応援など本業務以外の業務量が増加し、時間外勤務数の増加につながった。</p> <p>令和4年度は、職員数が1人減となり、1人当たりの業務負担が増えることが想定されるが、職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直し、繁忙時における職場内での応援体制などで事務分担の平準化を図ることによって、時間外勤務の縮減に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年12月31日</p> <p>令和4年度4月から12月までの時間外勤務数は、育児のための部分休業制度を利用する職員を含めて平均で約24時間となっている。今年度在籍する正規職員（3人）は、いずれも2年以上の実務経験を有し、法令に関する基礎的な知識を土台にして効率的に職務を遂行している。</p> <p>今後も所属長が職員の業務状況を把握したうえで、繁忙時における職場内での応援体制などで事務分担の平準化を図り時間外勤務の縮減に努める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 人・農地プランの実質化に向けた取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>人・農地プランについては、令和3年度中を目処にその実質化に向けた取り組みを実施するとしているが、プランは市内27の区域で作成されており、それぞれの区域において実質化の取り組みが必要となっている。アンケートの実施やその結果を踏まえた話し合いを行い、プランの実質化を進めていくにあたり、各地域の実情に応じた効果的な取り組みが求められる。こうした点を踏まえ、農業委員会としてもしっかりと具現化に向けて方向性を示し、取り組みを進められたい。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 6月30日</p> <p>農業委員会は、令和3年度に農水振興課やJAみえきた等の関係機関と連携し、地域の話合いの場を設定し、その場に農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的に参加し、地域農業者との話し合いを円滑に進めた。</p> <p>その結果、市内27の区域で作成されていたプランを16地区のプランに再編し、そのうち令和3年度末時点で15地区の人・農地プランを実質化することができた。なお、新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、話し合いが延期になるなどの影響で一部の地区で実質化が遅れているが、令和4年度に入って話し合いを再開し、人・農地プランの実質化に向けて話し合いを継続している。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年12月31日</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況の拡大に伴い、話し合いが延期になるなどの影響で実質化が遅れていた地区においては、令和4年度に入って人・農地プランの実質化のための話し合いを再開した。その結果、当該地区の実質化された人・農地プランについて、地域農業者等の合意を得ることができた。</p>
<p>② 四日市市の農業施策について【効率性・有効性の視点】</p> <p>農業施策の方向性、将来のビジョンについては、農業委員会においても議題にあげて議論し、しっかりと考えてもらうこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月24日</p> <p>農業委員会は、四日市市の農業施策について、農業者の観点から、現行施策の拡充や改善項目に関する点『四日市市農業施策等に関する意見書』にまとめ、令和4年1月、農業委員会の総意として、四日市市長及び四日市市議会議長に意見書を提出した。</p>
<p>③ 農地利用最適化推進会議の開催日について【有効性の視点】</p> <p>農地利用最適化推進委員が出席する最適化推進会議について、その開催日が農繁期と重なることから、出席委員数が少なくなった会議が見受けられる。農業関係の会議という点からも、農繁期を理由とした欠席は極力少ない方が望ましく、今後は開催日や時間を調整し、委員の欠席が少なくなるようにすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月21日</p> <p>農地利用最適化推進会議の開催日が農繁期と重なるため、出席状況が低い状況を踏まえ、農業委員会事務局として会議の開催日や開催時間について検討を行った。</p> <p>その結果、令和4年4月に開催した農地利用最適化推進会議は、地域性を考慮して、開催日を2回に分け、午前中にそれぞれ開催し、合計19名が出席された。</p> <p>それに加えて、開催時期が農繁期であったため、上記の開催日とは別に夜間の時間帯にも会議を開催したところ、合計11名の委員が出席された。</p> <p>このことから4月の会議には、全体で37名中のうち30名が出席されたことになり、出席率の向上に一定の効果があったことから、今後もしできる限り開催時期や時間に配慮して開催日程を計画していく。</p>

<p>④ 補助金等の活用について【効率性の視点】 農業委員会事務局の業務における県からの補助金は、農業委員会交付金と機構集積支援等事業費補助金の2つであるが、これ以外にも国や県の補助金等のメニューを確認し、該当するものがあれば積極的に活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 3月28日 国の令和3年度1次補正予算により「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」が措置された。これは、農地利用最適化推進委員がタブレットを活用し、農地の利用状況や所有者の意向を専用アプリで入力することで、農地中間管理機構などの関係機関と情報を共有し、農地の利用集積・集約の加速化を図るものである。 農業委員会事務局としては、補助事業の趣旨を踏まえ、タブレットの導入によって農地利用の最適化活動を効率的に推進すべきであると判断し、補助金の交付申請手続きを行い、令和4年3月28日付けで交付決定を受けることができた。今後も国・県の補助メニューを積極的に活用するよう取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 農地転用許可手続の適正な実施について【合规性の視点】 農地転用許可については、引き続き正式な手続きに基づいて、適正に行われるよう努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 6月30日 農地法に基づく転用許可手続きにかかる審査については、各担当者が「農地法許可事務ハンドブック」や関係法令に精通するよう日々研鑽を積むとともに、担当者間での情報共有を行うことで適正な処理を行うよう努めている。</p> <p>【継続努力】 令和 4年12月31日 農地法に基づく転用許可手続きにかかる審査については、各担当者が「農地法許可事務ハンドブック」や関係法令に精通するよう日々研鑽を積むとともに、外部研修への派遣と研修事項の内部伝達、法制度改正の対応などの点について、担当者間での情報共有を行い組織的に適正な処理を行うよう努めていく。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし